

芦総人第414号
令和7年6月6日

芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会
委員長 増田 いづみ 様

芦屋市長 高 島 峻 輔



令和7年6月期のパートタイム会計年度任用職員の
期末・勤勉手当等について

2025年5月26日付け文書で要求のあった標記の件について、次の
とおり回答する。

記

- 1 令和7年6月期のパートタイム会計年度任用職員の期末・勤勉手当に
ついて
別紙のとおり
- 2 その他の要求について
別途口頭回答する。

以 上

別紙

令和7年6月1日に在職する芦屋市パートタイム会計年度任用職員に 支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「報酬条例」という。）の適用を受ける職員について、報酬条例第10条及び第10条の2並びに芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則第7条第1項から第3項の規定に基づき、次のとおり期末手当及び勤勉手当を支給する。

1 支給対象者

支給対象者は、令和7年6月1日に在職しているパートタイム会計年度任用職員とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、芦屋市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第5条の2に規定する職員以外の職員

2 期末手当の支給額

- (1) 基準日の報酬（地域報酬を含む。）の月額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の下表の左欄に掲げる在職期間に応じ、下表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割 合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の35
1月未満	100分の30

- (2) 前号の在職期間の算定については、育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間を除算する。

- ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- (3) 日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

3 勤勉手当の支給額

- (1) 基準日の報酬（地域報酬を含む。）の月額に100分の105を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、下表に掲げる割合とする。ただし、人事評価制度の実施に伴う評価結果に応じて補正する。

勤務した期間	割 合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の70
2月以上3月未満	100分の60
1月以上2月未満	100分の45
15日以上1月未満	100分の30
15日未満	100分の10
ない場合	100分の0

- (2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、報酬条例の適用により報酬の支給を受ける職員として勤務した期間とする。
- (3) 前号の勤務した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
 - ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）
 - イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除

いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

エ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

オ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

カ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

(4) 基準日以前6月以内の期間において報酬条例第5条の規定により報酬を減額された職員（欠勤者）の勤勉手当は、前3号の規定を適用して得た額から、その額に報酬を減額された日1日につき180分の1を乗じて得た額を減額した額とする。

(5) 日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

4 支給日

令和7年6月30日（月）

以 上